

岐阜県外国人防災リーダー設置要綱

(趣旨)

第1条 外国人を含むすべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）の実現を目指し、外国にルーツを持ち日本の災害や日本語に不慣れな方々（以下「外国人県民等」という。）への防災啓発や災害時に周りの外国人県民等へのサポートを担う岐阜県外国人防災リーダー（以下「外国人防災リーダー」という。）を設置する。

(活動)

第2条 外国人防災リーダーは、「外国人防災リーダーリスト」に登録の上、次の各号の活動を行う。

- (1) 外国人県民等に対する防災啓発
- (2) 災害時における外国人県民等へのサポート
- (3) その他、外国人県民等への防災の推進に寄与する活動

(登録の条件)

第3条 「外国人防災リーダーリスト」に登録できるのは、次の各号の全てを満たす者とする。なお、国籍は問わない。

- (1) 県が実施する、外国人防災リーダー育成研修（令和2年度以前の「外国人防災リーダー育成講座」を含む。）を修了した者（修了の基準は、各年度の研修事業で定めるところによる。）であること
- (2) 外国人防災リーダーの活動の趣旨を理解し、外国人防災リーダーとして、活動に取り組む予定の者であること
- (3) 原則、県内に在住、在勤又は在学する者であること

(登録の方法)

第4条 「外国人防災リーダーリスト」への登録を希望する者は、県が定める申込フォームに必要事項を記入し提出するものとする。

- 2 県は、前項に規定する申込フォームを受理した時は、その内容を審査し、適当と認められる場合は、「外国人防災リーダーリスト」に登録し、その情報をホームページで公開するものとする。
- 3 「外国人防災リーダーリスト」に登録された者は、登録の記載事項に変更があった場合は、速やかに県に連絡するものとする。
- 4 登録期間は、登録した日の属する年度の3月末日までとする。ただし、県及び登録された者の双方に異議がない場合には、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録の取消)

第5条 県は、外国人防災リーダーが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録された者自ら登録取消の申出があったとき
- (2) 登録された者が心身の故障により外国人防災リーダーの活動の遂行に耐えないと認められるとき

- (3) 登録された者と連絡が取れない等、その所在が不明となったとき
- (4) 登録された者が前条各号に掲げる要件を失ったとき
- (5) その他、外国人防災リーダーとしてふさわしくない行為があったとき

(派遣)

第6条 県は、次に掲げる機関等から依頼があった時は、外国人防災リーダーを派遣することができる。なお、派遣について必要な事項は、別に定める。

- (1) 県内の地方公共団体、教育機関等
- (2) 県内に所在する地域の日本語教室
- (3) 県内に所在する団体、企業等

(個人情報の取扱い)

第7条 県は、本業務により取得した個人に関する情報について、個人情報保護に関する法令等に規定する「個人情報」として、適正に管理するとともに、目的外の利用は行わないものとする。

(秘密の保持)

第8条 派遣された外国人防災リーダー及び依頼者は、活動によって知り得た情報を他人に知らせ又は目的外に使用してはならないものとする。

(事務局)

第9条 本業務を実施する県の事務局は、県外国人活躍・共生社会推進課とする。

(補則)

第10条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。